

ばいっ子すくすく計画（第5次）（素案）

～ 子どもの健全育成に関する基本計画 ～
概要版



名 張 市

第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨

本市では次世代を担う社会の宝である子どもたちの権利を保障し、心身共に健全に育むことを目的に平成18年3月に市で初めての議員提案による「名張市子ども条例(以下「条例」といいます。)」を制定しました。この条例の考えの下、平成21年3月に具体的にどのように行動していくべきかをまとめた、「ばりっ子すくすく計画(以下「基本計画」といいます。)」を策定し、その後3年ごとに見直しを行いつつ、各種施策の全庁的な取組を推進してきました。

こうした中、我が国の子どもを取り巻く環境は、本格的な少子高齢社会を迎え、ライフスタイルの多様化、核家族化、家庭での教育力低下、地域のつながりの希薄化が進むなど、大きく変化しています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、子どもや子育て家庭に深刻な影響を及ぼすとともに、「新しい生活様式」など日常生活の見直しが求められています。

一方で、児童虐待・不登校などは増加傾向にあり、さらに、ヤングケアラーといった、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもへの対応や、家庭・学校とは異なる子どもの居場所の重要性が高まっています。

そうしたことから、本計画は、これまでの基本計画の基本的な方向性を踏襲し、更なる施策の推進に取り組みます。

2. 計画の見直し

基本計画は、策定後3年ごとに必要に応じ見直すことが規定されていることから、子どもの権利を保障するために設置された「名張市子ども権利委員会」において、見直しの協議を行ってきました。

また、基本計画の見直しに当たり、その検討資料とするために、子どもの権利に関する実態・意識についてのアンケート調査を実施しました。

調査は令和3年5月に市内小中学校の児童生徒のうち小学5年生及び中学2年生を対象に実施し、合計1,146件の回答がありました。

3. 見直しの内容

基本計画策定時において、子どもを健全に育むための6つの主体(市、市民、事業者、保護者、関係施設、子ども)がそれぞれの役割の中で、子どもの大切な4つの権利(生きる、育まれる、守られる、参加する)を保障し、子どもを健全に育成するために取り組んできましたが、その取組を着実に引き継いでいくことが重要であることから、基本計画の基本的な考え方の変更は行わないこととしました。

ただし、第4次計画策定以降、社会情勢の変化やそれに伴う本市の施策展開などにより、特に注視すべき取組として次の3つの取組を主に市や関係施設が実施する行動計画に反映するよう見直し、「ばりっ子すくすく計画(第5次)(素案)」を策定しました。なお、「子どもの権利に関する『名張市子ども条例』の啓発」、「発達障がい者支援に対する取組」、「児童虐待防止に対する取組」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「名張市子ども教育ビジョンの推進」、「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の推進」、「食育の推進」及び『『名張版ネウボラ』の推進』の項目については、第4次計画に引き続き取組を進めます。

※基本計画において「子ども」とは、名張市で学び、暮らし、働く18歳以下の子どもをいいます。

※名張版ネウボラとは、これまで本市が実施してきた各種健診や新生児訪問、こども支援センターかがやきや市民センター等で開く子育て広場、保育所における保育サービス、発達支援等の事業を結び付けるとともに、各地域の「まちの保健室」等にチャイルドパートナーを配置して妊娠・出産・子育ての切れ目ない相談・支援を行う取組です。

(1) 困難を抱える子どもや家庭への支援について

全国的に家庭の在り方の多様化や地域コミュニティにおける関係の希薄化が進む中、本市では、従来から、課題を抱える家庭への包括的な相談支援体制の整備や、保育所・幼稚園の窓口一元化等により、各関係機関が連携し、重層的に子ども・子育て支援を行うための体制整備を進めてきました。そのような中、核家族化の進展やコロナ禍の影響を受けて、子どもや子育て家庭は孤独・孤立しやすい環境にあることから、複合的な課題や困難を抱える子ども、家庭などに対し、支援を行います。

また、令和3年6月に制定した「名張市ケアラー支援の推進に関する条例」では、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども「ヤングケアラー」についても盛り込んでおり、このことに対しても支援を行います。

全ての子どもに適切な養育環境を確保するとともに発達段階に応じて教育を受ける機会の保障など、誰一人取り残さない社会の実現に向けて基本計画の具体的行動に盛り込みます。

(2) 相談支援機能の強化と子どもの居場所づくりの更なる推進

支援を必要とする家庭に育つ子どもやその世帯は、複合的な課題を抱えていることが多く、様々な様態であるのが現状です。このことを早期に発見し、対応するために、地域の「まちの保健室」及びエリアディレクター(包括的相談員)とともに、「地域福祉教育総合支援ネットワーク」により、貧困をはじめ、様々な課題の早期解決に向けて、包括的・重層的支援体制の下、相談支援機能を強化し、また、リンクワーカー(社会的処方士)の養成などを通じた人材育成、体制整備を進めます。

あわせて、市内各地域で開催されている子ども食堂や子どもの居場所づくりに関する様々な活動について、更に活発に活動できるよう、この取組を基本計画の具体的行動に盛り込みます。

(3) 『名張市子ども条例』の啓発に係る取組の更なる充実

令和3年度に実施した「子どもの権利に関するアンケート調査」において、「名張市に子どもの権利を守り、子どもが健全に育つための“約束”(=「子ども条例」)があることを知っていますか。」で、「知っている」と答えた小学5年生は49.3%、中学2年生は34.0%で、目標値の小学生30%、中学生30%をそれぞれ上回りました。

第4次計画でも「子どもの権利に関する『名張市子ども条例』の啓発」を見直し項目として挙げましたが、継続して取組の充実を、基本計画の具体的行動に盛り込みます。

※地域福祉教育総合支援ネットワークとは、複合的な生活課題を抱える市民に対して、ワンストップ窓口で対応するため、「エリアディレクター(包括的相談員)」を置き、行政の縦割りの枠を超えて、また、県や国の機関、民間団体等ともつながりながら、課題を解決するシステムです。

4. 計画の性格

条例では、子どもを健全に育むために、大きく6つの主体、すなわち、市、市民、事業者、保護者、関係施設及び子どもについて、その役割を定めています。(以下、市民を「地域」、事業者を「企業」、保護者を「家庭」、小中学校、保育所(園)、幼稚園、こども園を「学校等」といいます。)

市民一人ひとりが、子どもを育てる当事者として役割を自覚し、まずはできることから始め、本市が「社会全体で子どもを育てていくまち」として、互いに協働し、次世代を担う子どもたちを幸

せに、健やかに育むことを目指します。

5. 計画の構成

基本計画では、子どもの大切な4つの権利(生きる、育まれる、守られる、参加する)を基本的な視点として市、地域、企業、家庭、学校等の取組を計画としてまとめるとともに、子どもについては、子どもが自らの行動としての「生きる」「参加する」権利について位置付けました。

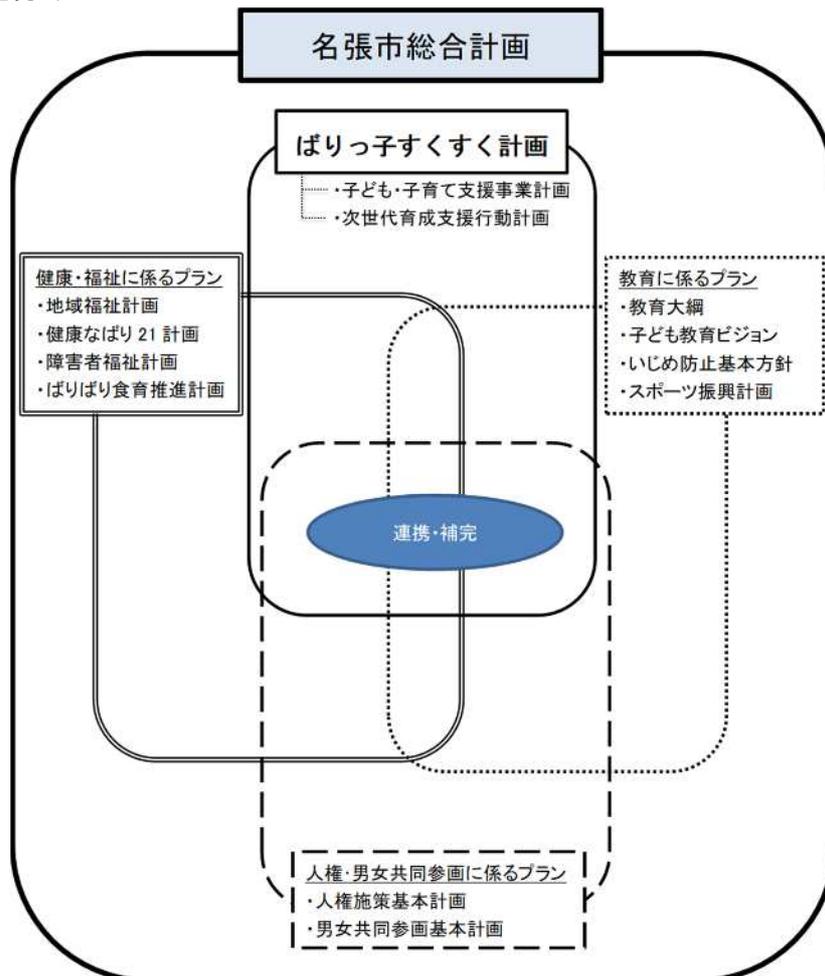
地域、企業、家庭、子どもの行動については「行動指針」、市、学校等の行動については「行動計画」という形で表し、全体として「ばりっ子すくすく計画」としています。

それぞれで取り組むべき具体的な行動項目のうち、例えば家庭の場合、取り組むべき内容は、それぞれの考え方や状況に相違があり、一斉に取り組むべき計画として定めることは適当でないことから、地域、企業、家庭、子どもについては、選択して取り組んでいく項目を「行動指針」として表しています。一方、市と学校等の行動項目については、自らの取組事項であることから「行動計画」として位置付けます。

6. 計画期間

- ・基本計画の計画期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間とします。
- ・基本計画の進捗状況を毎年、議会へ報告するとともに、市民に公表します。

7. 計画の位置付け



本市では、平成28年度から概ね10年間を計画期間とする名張市総合計画「新・理想郷プラン」を策定し、「元気創造」、「若者定住」、「生涯現役」の3つのプロジェクトを重点戦略として、様々な施策の推進に取り組んでいます。

基本計画は、名張市総合計画に沿い、子どもの権利を尊重し、子どもを健全に育成するために、多様な主体が協力、連携し、子どもを育てるための行動計画及び指針を定めています。また、第4次名張市地域福祉計画や名張市子ども教育ビジョンをはじめとした本市の教育、人権・男女共同参画及び健康づくりに係る各種計画などと整合性を図り、連携・補完をする位置付けとしています。

8. 推進体制

(1) 庁内における推進体制

基本計画に基づく施策を推進するための調整・協議は、各関係室において実施するものとしませんが、全庁的かつ総合的に推進していく取組については、「子ども健全育成推進本部」において調整・協議するものとしします。

(2) 市民参加組織の設置

条例の規定に基づき、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議するために、人権、教育、福祉等子どもの権利にかかわる分野における学識経験者等や市民が参加する「名張市子ども権利委員会」を設置するものとしします。

第2章 計画の基本的な考え方

基本計画では、条例に定める「子どもの権利保障・救済」と「子どもの健全育成」を市民一人ひとりが自覚し、進めていく取組をまとめています。

1. 基本理念

- (1) 子どもの権利を尊重し、その保障に努める。
- (2) みんなが相互に協力し、子どもの最善の利益を考えながら子どもが安全に安心して暮らし、健全に育つまちづくりに努める。

2. 基本的視点

子どもの大切な4つの権利としての、生きる、育まれる、守られる、参加する権利を基本的な視点として、市、地域、企業、家庭、学校等の取組を、行動計画、行動指針として表しています。

3. 取組方針

市、地域、企業、家庭、学校等は、それぞれの立場で子どもを育てていく大人として、まずはできることから取り組むこととしています。

第3章 行動計画・行動指針

I 生きる

子どもが安心して生きるために

行動計画

市や学校等は子どもたちが安心して生きることを支援する施策を進めます。

1. 子どもの権利、命の大切さを学ぶ機会を提供します

- (1) 子どもの権利侵害に対する相談、支援と救済を実施します。
- (2) 差別を許さない子どもを育成するため、人権教育を充実します。
- (3) 子どもの権利について、正しい認識を深める学習を進めます。
- (4) 義務教育段階から乳幼児と触れ合い、世話をする体験を持つことで命の大切さを実感できるようにします。
- (5) 子ども条例の周知について、更に取り組を進めます。
- (6) 子どもが自己肯定感を持ち、自分の思いを表現する力を育てます。

2. 子どもの健康を守ります

- (1) 子どもの心身の健やかな発達を支援します。
- (2) 保育所(園)、地域型保育事業所、認定こども園、幼稚園、学校での食育を推進します。

行動指針

子どもが安心して、安全に暮らせること、個人として尊重され、かけがえのない存在であることを日々実感できることが子どもの思いやりを育てます。

子どもの「生きる」を地域や家庭で、大人たちが協力して支えていきましょう。

1. 子どもの安全、安心を守ろう（地域）

- (1) 子どもが安心・安全に過ごせるまちをつくろう。

2. 子どもに愛情を持って接し、子どもの人格を尊重しながら育てよう（家庭）

- (1) 子どもに愛情を持って接しよう。
- (2) 子どもが安全で安心して暮らすことができる生活環境を確保しよう。
- (3) 子どもの健康を保持できるように努めよう。
- (4) 成長に応じて、適切な食事と睡眠がとれるように配慮しよう。
- (5) 家庭の中でお互いの人格を認め合い、助け合い、普段の生活の中で平等・公平な意識を大切にしよう。
- (6) 「男は仕事」「女は家事・育児」といったこれまでの役割分担意識を固定化するのではなく家族で話し合い、支えあう意識を高めよう。

3. 自分を大切にしよう。そして、家族や周りの人も大切にしよう（子ども）

- (1) 学校、地域での様々な体験活動を通して命の大切さ、生きていることのすばらしさを体感しよう。
- (2) 家族や友達、周りの人を大切にし、思いやりの心を持って行動しよう。
- (3) 一人で悩まないで、勇気を持って相談しよう。

数値目標項目

あなたは、名張市に子どもの権利を守り、子どもが健全に育つための“約束”(=「子ども条例」)があることを知っていますか。(数値は「知っている」割合)

学 年	第4次計画策定時の現状値及び目標値		第5次計画策定時の現状値及び目標値	
	H29年現状値	R3年目標値	R3年現状値	R6年目標値
小学5年生	18.2%	30.0%	49.3%	60.0%
中学2年生	17.8%	30.0%	34.0%	60.0%

II 育まれる

子どもが家庭や社会、学校等で一人の人間としてよりよく育つために

行動計画

市や学校等は、自立性や豊かな人間性を育む活動を支援するとともに、活動の機会や場の提供に努めます。

1. 家庭教育を支援し、明るくいいき子育てができるようにします

- (1) 家庭教育を支援します。
- (2) 子育て支援を充実します。

2. 地域での子育てを支援します

- (1) 地域の子ども育成活動を支援します。

3. 企業や市民団体の子育てを支援します

- (1) 子どもの育成に関する自主的な市民活動を促進します。
- (2) 子どもの健全育成への企業の関わりを促進します。

4. 社会のルールを守り、自立する心を育みます

- (1) 交通安全や礼儀など、社会のルールやマナーを子どもが身に付けられるようにします。
- (2) 友達との交流の中で、互いの考えを認め合うことの大切さや協調性を体得できるようにします。
- (3) 自分の事は自分でできるようになることに心を配り、自立する心を育てます。

5. 地域とともにある学校づくりを進めます

- (1) 優れた知識や技術を持つ社会人、また、地域の伝統を受け継ぐ人などをゲストティーチャーとして迎えます。
- (2) 学校等の情報を積極的に保護者、地域へ提供し、意見、協力を受けながら開かれた施設づくりに努めます。
- (3) 保護者や地域住民の訪問、行事参加(授業参観など)を幅広く柔軟に認めます。
- (4) 学校の空きスペースを開放し、地域行事等に有効に活用できるようにします。
- (5) 地域に開かれた学校づくりを進め、登下校の安全ボランティアや図書ボランティア等、地域住民に連携・協力を求めます。

6. 学校教育等を充実させ、生きる力・豊かな心を育みます

- (1) 学校教育を充実します。
- (2) いろいろな体験の場を提供します。
- (3) 就学前の保育・教育を充実します。

7. 困難を抱える子どもや家庭を支援します

- (1) ヤングケアラーに気づき、子どもの健やかな成長を育みます。
- (2) 子どもの貧困対策を推進します。
- (3) 外国籍の子どもへの支援の充実を図ります。
- (4) 相談体制の充実を図ります。

8. 職員の専門性の向上を図ります

- (1) 子育てや子どもへの指導力の向上を図る研修や今日的課題に応じた研修を実施します。
- (2) いじめ防止や児童虐待、ヤングケアラーに関する職員研修や相談体制など、職員の専門性の向上を図ります。
- (3) 発達に支援を必要とする子どもへの支援体制と家族への相談体制を強化するため、関係職員の専門性の向上を図ります。

行動指針

地域、企業、家庭それぞれの役割の中での取組を通して、心豊かな子どもを育みましょう。

1. 子育てを地域で見守ろう（地域）

- (1) 地域に子育ての情報や活動をサポートするための場を設けよう。
- (2) 子育て体験を伝えていこう。
- (3) 子育てを卒業された方にも、地域の子どもにより一層関心を持ってもらおう。

2. 社会のルールをみんなで守ろう（地域）

- (1) 共に生きるために地域や家庭でのルール、マナーを教え、規範意識を高めよう。

3. 地域で人づくりを進めよう（地域）

- (1) 子どもの頃から地域の一員として活動や地域貢献ができる人づくりを進めよう。
- (2) それぞれが持つ知識や技術を地域のために活用しよう。

4. 子育てに企業も一緒に関わろう（企業）

- (1) 企業内の福利厚生行事の中で、子どもの健全育成に貢献する活動を行い、親子で参加できる機会を提供しよう。
- (2) 子どもの権利や子育て支援に関して従業員同士で話し合おう。
- (3) 子どもが働く職場では、子どもが希望すれば高等学校の教育を受けたり、技術の習得に参加したりできる機会を与えよう。

5. ワーク・ライフ・バランスの取組を進めよう（企業）

- (1) 授業参観、懇談会などで子どもの学校などへ行ける職場づくりを進めよう。
- (2) 少なくとも週1回は早く帰宅し、子どもとのコミュニケーションの時間が持てる職場づくりを進めよう。
- (3) 子どもに関する福利厚生制度の向上に努めよう。

6. 家庭内のコミュニケーションを大切にしよう（家庭）

- (1) 家族がお互いにあいさつを交わす習慣を付けよう。
- (2) 食事のときはテレビを消す、スマートフォンを使わないなど、家族で落ち着いて話をする機会をつくろう。
- (3) 保護者が従事している仕事のことや地域のことを積極的に子どもに話をして、子どもに生きる意義、地域との関わり大切さを伝えよう。
- (4) 子どもの話をしっかり聴いて、子どもの思いや考えを受け止めよう。

- (5)できるだけ家族そろって食事をとるようにしよう。
- (6)家族全員で共通の行事について話し合い、一緒に活動できる機会を持とう。

7. 家庭のルール・社会のルールを身に付けよう (家庭)

- (1)子どもの良いところはしっかりと褒め、悪いことやしてはいけないことをしたときは、きちんと注意しよう。
- (2)大人自らが、社会のルールやあいさつ、言葉づかい、他人への思いやりなど子どもの模範となる礼儀や基本的な生活習慣を子どもに示そう。
- (3)隣人へのあいさつなどを通し、保護者自身が身近な人のことを知ろう。
- (4)家族の一員として子どもに役割を持たせ、家事に参加させよう。

8. 基本的な生活習慣を身につけさせよう (家庭)

- (1)家族全体で生活のリズムを整え、規則正しい生活をし、決まった時間に朝食をとることができるようにならう。
- (2)子どもに十分な睡眠と、早寝早起きの習慣を身に付けさせよう。

数値目標項目

家で何かを決める時あなたの意見を聞いてもらえますか。(数値は「聞いてもらえる」割合)

学 年	第4次計画策定時の現状値及び目標値		第5次計画策定時の現状値及び目標値	
	H29年現状値	R3年目標値	R3年現状値	R6年目標値
小学5年生	69.9%	73.0%	71.9%	75.0%
中学2年生	61.6%	65.0%	72.2%	75.0%

Ⅲ 守られる

子どもの健やかな育ちを守るために

行動計画

市や学校等は、子どもの権利に関わる相談や支援を行います。また、市民や関係団体と連携して子どもが安心して、安全に暮らせるまちづくりに努めます。

1. いじめ、虐待はしません、許しません

- (1)いじめには毅然とした態度で対応します。いじめを許さない心情といじめをなくす実践力を育てます。
- (2)虐待についての理解を深める啓発活動を行います。
- (3)地域住民、関係機関との連携による虐待防止体制を充実します。

2. 地域とともに子どもを守ります

- (1)有害図書や薬剤など、子どもを取り巻く有害環境の浄化を進めます。
- (2)子どもの安全を確保する取組を進めます。
- (3)喫煙防止、薬物乱用防止教育や性教育、デートDV防止教育など、子どもに身近で、より深刻な課題に取り組みます。
- (4)子どもの権利侵害に対する相談、援助及び救済体制を充実します。

行動指針

子どもの安全を守ることは家庭の役割であり、地域の支援が必要です。
子どもにとって有害となる環境の認識とその対応を家庭、地域で考え、子どもを守りましょう。

1. 地域ぐるみの見守りと支援の輪をつくろう（地域）

- (1) 日頃から地域住民同士の結びつきを深めるなかで子どもを見守り、いじめ・虐待などの発生防止に努めよう。
- (2) 子どもの安全を地域で見守ろう。

2. 子どもの見守りに企業も参加しよう（企業）

- (1) 仕事の中で、できるだけ登下校等の子どもたちへの目配りや声掛けを行ったり、子どもが不安を感じて駆け込める店として協力しよう。
- (2) 仕事で車を運転する機会に、子どもを見守るパトロール活動に協力しよう。

3. 家庭から有害環境をなくし、プライバシーを守ろう（家庭）

- (1) 子どもの成長に有害な図書や情報に近付けないようにしよう。
- (2) 成長に応じて、子どものプライバシーが保たれるよう配慮しよう。

数値目標項目

名張市に、子どもが困った時に相談できる「子ども相談室」があることを知っていますか。
(数値は「知っている」割合)

学 年	第4次計画策定時の現状値及び目標値		第5次計画策定時の現状値及び目標値	
	H29年現状値	R3年目標値	R3年現状値	R6年目標値
小学5年生	65.7%	69.0%	54.5%	75.0%
中学2年生	70.6%	74.0%	51.8%	75.0%

IV 参加する

子どもが自ら社会に参加するために

行動計画

市や学校等は、子どもたちに、様々な体験ができる機会と場を提供するとともに、学校施設を地域の行事に活用できるように努めます。

1. 子どもが、積極的に参画できる機会と場を広げます

- (1) 市政について、子どもの意見を求める子ども会議を開催します。
- (2) 子どもによる企画、運営等、子どもの自主的な活動を支援します。
- (3) 学校内外の諸行事や諸活動に子どもの意見を反映させます。
- (4) 学級会、児童会等、子どもの自治的な活動を支援します。
- (5) 未就園の子どもを対象とした施設の開放や遊び場を増やし、サークル活動を支援します。

2. 居場所を確保し、体験活動を支援します

- (1) 子どもが人間関係を築き、安心して心を開いて話せる居場所の確保に努めます。
- (2) 地域で行う子どもの体験活動を支援するため、情報の提供や、事業の円滑な実施を支援します。

(3) 様々な体験の中から人と人との触れ合いを通して生きる力を身に付ける体験活動を充実します。

行動指針

子どもがいろいろな場に参加することは、活動を通して人とのつながりが広がるばかりでなく、子どもが社会性を身に付けることや、自己を高めることにつながります。+

1. 出会いの場をたくさんつくろう（地域）

- (1) 地域の行事などについて話し合う「子ども集会」や「子どもと大人の集会」を開こう。
- (2) 地域の行事、子どもの行事等に家族そろって参加し、「顔見知り家族」の輪を広げよう。
- (3) 大人が子どもの良き先輩として、子どもの相談に乗ろう。

2. 多くの出会いの場で、子どもを育もう（家庭）

- (1) 子どもの関心事を大切にし、意欲を伸ばす機会をつくろう。
- (2) 保護者の一生懸命な姿を子どもに示そう。
- (3) 地域での子どもが関わる活動やスポーツ活動への自主的な参加を支援しよう。
- (4) 自立への試みや自己表現ができるよう、多くの人と出会える地域活動や学校行事等に家族が進んで参加しよう。
- (5) 保護者が地域活動に積極的に参加しよう。

3. いろいろな方法で自分を表現し、自分を高めていこう。そのことによって、周りの人に迷惑を掛けたり、傷付けたりしないように気を付けよう（子ども）

- (1) 自分の意見を言う時は責任を持ち、周りの人の意見も大切にしよう。

数値目標項目

あなたは「ばりっ子会議」に参加したいと思いますか。(数値は「参加したい」割合)

学年	第4次計画策定時の現状値及び目標値		第5次計画策定時の現状値及び目標値	
	H29年現状値	R3年目標値	R3年現状値	R6年目標値
小学5年生	9.9%	15.0%	12.1%	15.0%
中学2年生	7.6%	10.0%	6.1%	15.0%

第4章 教育・保育、地域子ども・子育て支援に係る取組

(第2期名張市子ども・子育て支援事業計画)

1. 計画の趣旨

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援法において、市町村は、国の基本指針に基づき、5年を1期とする教育・保育及び放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定めることとされています。

本市では、昨年3月に令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする第2期の子ども・子育て支援事業計画を策定し、乳幼児期の保育・教育の充実や地域における子育て支援、母子の健康の充実など、子どもや家庭を取り巻く様々な課題に対応した、切れ目のない支援を推進しています。なお、本事業計画は、「ばりっ子すくすく計画」の第4章に位置付け、他の施策と連携を図りながら総合的に取組を推進することとしていますが、昨年度に改訂を実施したことから、今回は見直しの対象としていません。